

しんきんきゃつする

保証機関＝信金ギャランティ株式会社



商品名(名称または愛称)

しんきんきゃつする

ご利用いただける方

- 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方
- 満20歳以上65歳以下の方
- 安定継続した収入がある方

お使いみち

自由

ご契約貸越極度額

50万～500万円(10万円単位) 46種類
貸越極度額の範囲でA T M・C Dを通じて出金できる便利なローンです

ご契約期間

原則、3年の自動更新です

↓詳しくは商品概要をご覧ください。↓

商品概要

項目	内容
名称または愛称	しんきんきゃつする
お取り扱い店舗	本店・支店のうち、いずれか一店舗
ご融資形式	当座貸越形式（当座貸越契約に基づく貸越極度額内での回転与信方式）
ご契約貸越極度額範囲	50万円から500万円の10万円単位による46種類
ご利用になれる方	次のすべての条件を満たす個人のお客様 ①当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ②満20歳以上65歳以下の方 ③安定継続した収入がある方 ④信金ギャランティ株式会社の保証を受けられる方
お使いみち	自由。但し、事業資金・他債務返済資金は除きます。
ご契約期間	原則、3年の自動更新です。 ＊但し、満65歳までの更新となります。その後は新規貸出（ご出金）を停止し、ご利用残高がある場合は完済まで自動更新されます。
お申込に必要な書類等	次の書類が必要となります。 ① ご本人であることを確認できる書類 ▶有効期間内の運転免許証表裏の写し ② お申込極度額が100万円を超える場合は、所得証明書(写) ③ 返済される口座のお届け印 ④ この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。
当座貸越契約極度額の締結をお済みのお客様へのご融資(出金)	カードローンは、貸越極度額の範囲でATM・CDを通じて出金できます。 ＊但し、延滞された場合、延滞が解消するまでにご融資（出金）を停止します。
ご融資(当座貸越)利率	▶固定金利です。 ＊お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合せください。 ▶利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。
遅延損害金	お支払利息について遅延損害金は発生しません。
ご融資保証料	このローンの保証機関である信金ギャランティ株式会社へ、毎日の当座貸越残高に応じた保証料をお支払頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。
担保・連帯保証人	信金ギャランティ株式会社の保証をご利用頂きますので必要ありません。
手数料	無料
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申出ください。

<p>ご返済方法及び利息のお支払方法</p>	<p>▶ 定額返済方式となります。毎月10日に前日の貸越残高に応じてご返済用口座から自動振替します。</p> <p>約定返済日前日の残高とご返済金額は次のとおりです。</p> <p>30万円以下 = 5千円</p> <p>30万円超50万円以下 = 10千円</p> <p>50万円超70万円以下 = 15千円</p> <p>70万円超100万円以下 = 20千円</p> <p>100万円超150万円以下 = 25千円</p> <p>150万円超200万円以下 = 30千円</p> <p>200万円超300万円以下 = 40千円</p> <p>300万円超500万円以下 = 50千円</p> <p>▶ 利息のお支払は、ご返済用口座から毎月の約定返済日に、上記の定めたご返済金額に含んで、自動振替します。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>▶ お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます</p> <p>▶ このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である信金ギャランティ株式会社は、当金庫に対し保証をすることになります。</p> <p>▶ お申込にあたってお客様の個人情報は当金庫及び信金ギャランティ株式会社の加盟する個人信用情報機関に登録されます。</p>
<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫</p> <p>営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。</p>